

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

- 1 この章は、平成16年分の源泉所得税の課税状況及び民間給与実態統計調査結果(抜粋)から成っている。
課税状況は全数調査若しくは標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。
民間給与実態統計調査は、給与所得者(民間企業に属する者に限る。)の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は、標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは一致しない。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目					調査方法	
		源泉徴収義務者数	支払人員	支払金額等	給与			税額
					人員	支払金額		
3-1 総括								
(1) 課税状況	所得種類別等						全数調査	
(2) 源泉所得税額の累年比較	"						"	
(3) 源泉徴収義務者数の累年比較	"						"	
3-2 源泉所得税の種類別課税状況								
(1) 利子所得等の課税状況	課税・非課税別						標本調査	
(2) 配当所得の課税状況	"						"	
(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況	"						"	
(4) 給与所得、退職所得の課税状況	所得種類別						"	
(5) 報酬・料金等所得の課税状況	該当条文別						"	
(6) 非居住者等所得の課税状況	課税・非課税別						"	
(7) 源泉徴収税額の所得種類別構成図	所得種類別等						"	
(8) 源泉徴収税額の推移図	"						"	
3-3 税務署別課税状況	所得種類別等						全数調査	
3-4 課税状況の累年比較								
(1) 利子所得等	所得種類別等						全数調査	
(2) 配当所得	"						"	
(3) 上場株式等の譲渡所得等	"						"	
(4) 給与所得	"						"	
(5) 報酬・料金等所得	"						"	
(6) 退職所得と非居住者等所得	"						"	
3-5 源泉徴収義務者数の状況								
(1) 税務署別状況	所得種類別等						全数調査	
(2) 給与所得の支給人員階級別徴収義務者数	支給人員階級別						"	
3-6 民間給与実態統計調査結果(抜粋)								
(1) 給与階級別給与所得者数及び給与総額等							標本調査	
(2) 平均給与(北陸3県)							"	
(3) 企業規模別、業種別、事業所規模別給与所得者数及び平均給与額							"	

3 源泉徴収税率

所得種類	内 容	税 率		
利子所得	源泉分離課税	15%		
配当所得	上場株式等の配当等(個人の大口株主を除く)	総合課税		
	源泉徴収税額	7%		
	確定申告不要制度	上限なし		
	上場株式等の配当等(個人の大口株主) 未上場株式等の配当等	総合課税		
	源泉徴収税額	20%		
	確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円(年1回10万円)以下		
	私券公社債等運用役員信託の収益の分配 特定目的信託(社債的受益証券に限る)収益の分配	源泉分離課税		
	源泉徴収税額	15%		
	確定申告不要制度	対象外		
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等		7%		
給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)		
退職所得	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	(「退職所得の源泉徴収税額の速算表」に定める額)		
	「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合	20%		
報酬・料金等 所得	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号)	1回の支払金額 { 100万円までの部分 10% 100万円超の部分 20%		
	弁護士、税理士等(同条同項第2号)			
	職業野球選手、騎手等(同条同項第4号)			
	芸能等についての出演、演出等(同条同項第5号)			
	契約金(同条同項第7号)			
	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士 (同条同項第2号)	控 除 額	税 率	
		1回の支払金額につき	1万円	10%
	職業拳闘家(同条同項第4号)	"	5万円	
	外交員、集金人、電力量計の検針人(同条同項第4号)	月中の支払金額につき	12万円	
	バー・キャバレーのホステス等(同条同項第6号措置 法第41条の20)	1回の支払金額につき	(5千円×計算 期間の日数)	
	広告宣伝の賞金(同条同項第8号)	1回に支払われる賞金品の額につき	50万円	
	馬主が受ける競馬の賞金(同条同項第8号、所得税 法第174条第10号)	1回の支払賞金額につき	(賞金額の20% +60万円)	
	診療報酬(所得税法第204条第1項第3号)	月分の支払金額につき	20万円	
	公的年金等(所得税法第203条の2)	扶養親族等の申告書の提出のある者 (基礎的控除 + 人的控除) × 月数 扶養親族等の申告書の提出のない者 公的年金等の支給金額 × 25%		
生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条) (年金の年額 - 年金の年額に対応する保険料又は掛金の 額)が25万円以上の場合	支払年金額に対応する保険料又は掛 金の額			

4 民間給与実態統計調査の概要

- (1) この調査は、国税庁において毎年実施しているもので、統計法第2条に基づく指定統計(第77号)である。
- (2) この調査は、民間企業における年間の給与の実態を、給与階級別、企業規模別、事業所規模別等に明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。
- (3) 調査の対象は、平成16年12月31日現在の給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)であるが、次のものは除外してある。

日雇労働者、公務員、公団・公庫職員等、すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

- (4) 調査の方法は、調査方式によっており、標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課から調査票を送付した。

第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において、年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

なお、第2段抽出は、標本事業所が行った。

- (5) 事業所の従業員数による層別、抽出率等は、次のとおりである。

層別	事業所の従事員数等の区分	全体としての事業所の抽出率	事業所における給与所得者の抽出率	全体としての給与所得者の抽出率 ×	標本事業所数
第1層	1～9人	1/400	1/1	1/400	221
2	10～29	1/200	1/2	1/400	76
3	30～99	1/60	1/5	1/300	85
4	100～499	1/15	1/20	1/300	103
5	500～999	1/3	1/50	1/150	36
6	1,000～4,999	1/1	1/100	1/100	48
7	5,000人以上	1/1	1/200	1/200	2
8	本社	1/1	1/10	1/10	76
合 計					647

(注) 「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

この調査結果の全国計数の詳細については、「平成16年分税務統計から見た民間給与の実態」(平成17年9月国税庁企画課刊行)を参照されたい。

3 - 1 総括

(1) 課税状況

区 分	本 税	不 納 付 税 加 算	重 加 算 税	合 計 税 額	対前年増減率	構 成 比
					千円	千円
総 計	235,592,364	249,940	25,085	235,867,389	0.7	100.0
利 子 所 得 等	17,033,041	3,134	-	17,036,175	10.9	7.2
配 当 所 得	12,042,935	5,129	-	12,048,064	5.3	5.1
上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	1,630,038	-	-	1,630,038	52.7	0.7
給 与 所 得	186,183,068	220,459	23,055	186,426,582	1.6	79.0
退 職 所 得	4,455,038	3,443	-	4,458,481	6.8	1.9
報 酬 ・ 料 金 等 所 得	12,627,161	10,015	-	12,637,176	5.3	5.4
非 居 住 者 等 所 得	1,621,084	7,765	2,030	1,630,879	76.0	0.7

平成16年分の源泉所得税について、平成16年2月から平成17年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額、強制徴収による徴収決定済額及び加算税の徴収決定額

(2) 源泉所得税額の累年比較

区 分	総 計		利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者 等所得
	千円	対前年比 %							
平成12年分	329,710,215	120.8	83,135,063	10,904,324	6,246,136	208,780,841	4,172,129	15,829,643	642,079
" 13 "	340,895,401	103.4	103,899,836	10,133,192	2,511,717	203,415,236	4,345,751	15,593,972	995,697
" 14 "	257,169,074	75.4	30,333,247	11,916,602	2,501,741	191,961,861	4,987,262	14,641,134	827,225
" 15 "	233,904,658	91.0	19,083,061	11,430,735	1,067,735	183,302,319	4,782,012	13,324,413	914,386
" 16 "	235,592,364	100.7	17,033,041	12,042,935	1,630,038	186,183,068	4,455,038	12,627,161	1,621,084

(3) 源泉徴収義務者数の累年比較

区 分	総 計		利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲渡所得等	給与所得	対前年比	報酬・料金 等所得	非居住者 等所得
	件	対前年比 %					件		
平成12年分	204,498	99.2	2,084	4,155	127	105,147	98.9	92,761	224
" 13 "	202,115	98.8	2,061	3,888	123	103,316	98.3	92,485	242
" 14 "	202,320	100.1	2,006	3,593	119	102,678	99.4	93,623	301
" 15 "	199,010	98.4	1,905	3,568	113	101,813	99.2	91,286	325
" 16 "	196,666	98.8	1,840	3,624	57	100,777	99.0	89,996	372

調査時点：翌年6月30日

資料：法人課税課調

3 - 2 源泉所得税の種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		合 計		
	支 払 金 額	源泉徴収税額	老人等非課税、 財形貯蓄非課税 分支払金額	その他非課税 分支払金額	支 払 金 額	源泉徴収税額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合 計	113,780,245	17,033,041	26,209,664	9,539,283	149,529,192	17,033,041	
公 債	132,972	19,906	1,142	307	134,421	19,906	
社 債	913,692	137,328	10,214	6,147,113	7,071,019	137,328	
預 貯 金	郵便貯金	96,922,036	14,518,921	24,586,642	399,131	121,907,809	14,518,921
	銀行預金	7,944,395	1,186,192	847,225	638,208	9,429,828	1,186,192
	銀行以外の金融機 関の預金利息	4,127,339	610,580	737,230	2,342,535	7,207,104	610,580
	勤務先預金の利子	1,824,290	273,826	5,317	-	1,829,607	273,826
合同運用信託の収益の分配	149,465	22,390	21,894	5,699	177,058	22,390	
公社債運用信託の収益の分配	3,267	201	-	73	3,340	201	
定期積金の給付補てん金等	1,732,222	258,794	-	6,217	1,738,439	258,794	
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益	30,567	4,903	-	-	30,567	4,903	
割引債の償還差益	-	-	-	-	-	-	

調査対象等：平成16年分の利子所得等の源泉所得税について、平成16年2月から平成17年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	源泉分離(選択)課税適用分		合 計	
	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合 計	74,304,447	12,042,935	3,761,675	-	-	78,066,122	12,042,935
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	74,304,446	12,042,935	3,761,593	-	-	78,066,039	12,042,935
公募・私募証券投資信託の収益の 分配及び特定株式投資信託の収益の 分配	1	-	82	-	-	83	-

調査対象等：平成16年分の配当所得の源泉所得税について、配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料合計表(配当等の支払調書)」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	24,010,789	1,630,038

調査対象等：平成16年2月から平成17年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等

(4) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の 他			合 計		
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
給 与 所 得	-	807,488,205	35,407,109	-	4,209,564,253	150,775,959	-	5,017,052,458	186,183,068
俸給・給料・賞与	221,728	801,326,544	35,296,264	1,657,191	4,166,745,219	149,915,059	1,878,919	4,968,071,764	185,211,323
日雇労働者の賃金	-	6,161,661	110,845	-	42,819,033	860,900	-	48,980,694	971,745
退 職 所 得	3,856	61,925,034	1,636,105	24,307	98,150,951	2,818,933	28,163	160,075,985	4,455,038
給与所得と退職所得の 合 計	...	869,413,239	37,043,214	...	4,307,715,204	153,594,892	...	5,177,128,443	190,638,106
災害減免法により 徴収猶予したもの	-	-	-	1	-	-	1	-	-

調査対象等：平成16年分の給与所得及び退職所得の源泉所得税について、給与等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として、翌年1月31日までに提出することになっている。

法定資料の種類は多数にのぼっているが、例えば、次のようなものがあげられる。利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬・料金、契約金及び賞金の支払調書、非居住者等に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書、給与所得の源泉徴収票

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいい、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	対 前 年 比
				%
	人	千円	千円	%
合 計	343,687	205,838,585	12,627,160	94.8
法 第 204 条 該 当 分	256,751	141,215,210	12,031,643	94.9
原稿料、作曲料・放送謝金等の報酬又は料金	90,323	7,778,008	791,472	101.3
弁護士、税理士等の報酬又は料金	138,359	39,109,830	4,111,437	97.7
診 療 報 酬	2,811	55,974,659	5,006,281	93.5
職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	14,363	30,121,092	1,547,922	86.7
芸能等についての出演、演出等の報酬又は料金	5,166	2,609,033	272,337	100.1
バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	5,170	4,668,838	261,782	108.4
契 約 金 ・ 賞 金	559	953,750	40,412	100.5
法第203条の2該当分				
公 的 年 金 等	37,441	45,061,948	461,964	105.9
法 第 207 条 該 当 分				
生命保険契約等に基づく年金	49,408	19,322,597	116,089	120.9
法 第 174 条 該 当 分				
馬主に支払われる競馬の賞金等	87	238,830	17,464	16.0

調査対象等：平成16年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成17年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」等

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

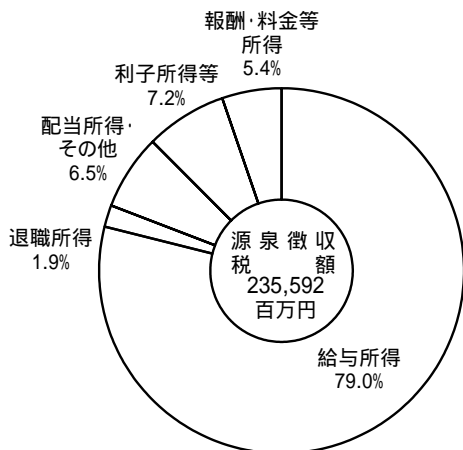
(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収 税 額	左のうち、租税特別措置法又は租税条約 により課税の軽減を受けたもの		
		課 税 分	非課税又は 免 税 分	総 額		人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	千円	千円	人	千円	千円
合 計	-	18,354,731	1,157,555	19,512,286	1,621,084	1,835	3,970,026	399,952
公 社 債、預貯金の利子等	-	16,019	-	16,019	2,190	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の 分配、基金利息の分配、特定証券 投資法人の投資口の配当等、公募・ 私募証券投資信託の収益の分配及び 特定株式投資信託の収益の分配	30,079	7,699,543	43,627	7,743,170	776,097	1,722	2,344,477	239,258
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	191	-	191	38	-	-	-
給 料 ・ 賞 与 等	1,109	1,253,118	1,072,876	2,325,994	169,432	-	-	-
退 職 所 得	2	20,471	-	20,471	2,462	-	-	-
役 務 の 報 酬	910	354,682	24,353	379,035	66,616	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利 等の使用料又はその譲渡による対価	82	6,972,025	5,054	6,977,079	408,080	20	314,756	29,627
著作権の使用料又はその譲渡による対価	-	1,310,793	-	1,310,793	131,067	93	1,310,793	131,067
貸 付 金 の 利 子	50	67,454	-	67,454	6,643	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定 又は航空機、船舶の貸付による所得	20	46,825	-	46,825	8,832	-	-	-
人的役務提供事業の対価	128	399,942	11,645	411,587	28,145	-	-	-
賞 金	9	10,350	-	10,350	1,150	-	-	-
土地等の譲渡による対価	90	203,318	-	203,318	20,332	-	-	-
生命保険契約等に基づく年金	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成16年分の非居住者等の源泉所得税について、平成17年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等

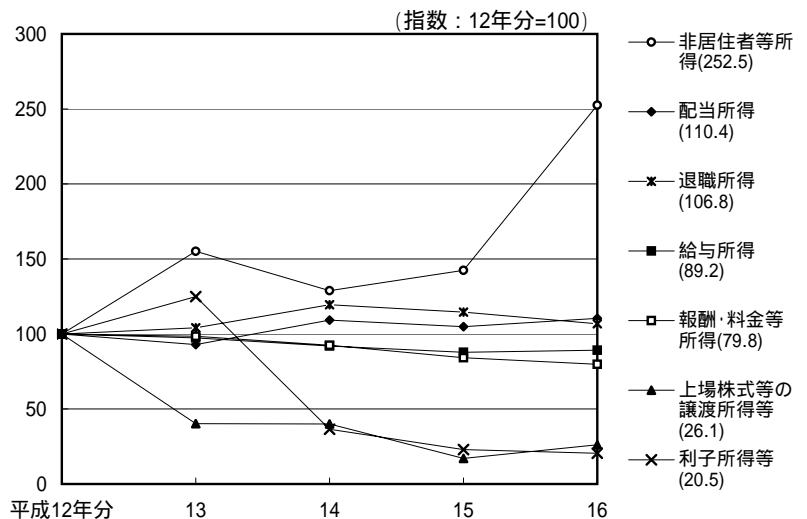
(7) 源泉徴収税額の所得種類別構成図

(関連表 3 - 1 (1))



(8) 源泉徴収税額の推移図

(関連表 3 - 1 (2))



3 - 3 税務署別課税状況

税務署別状況

区 分	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	合 計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
総 計	17,033,041	12,042,935	1,630,038	186,183,068	4,455,038	12,627,161	1,621,084	235,592,364	
富 山 県	1,208,191	6,084,293	571,749	67,741,712	1,529,480	4,667,215	282,663	82,085,303	
石 川 県	15,234,494	4,345,859	590,175	71,943,884	1,639,623	4,932,058	197,479	98,883,573	
福 井 県	590,356	1,612,782	468,114	46,497,472	1,285,934	3,027,888	1,140,942	54,623,489	
富 山 県	富 山	599,282	4,417,703	363,487	35,290,566	1,256,176	3,595,115	163,724	45,686,051
	高 岡	247,754	1,228,776	165,862	16,644,097	128,378	546,836	49,434	19,011,136
	魚 津	202,103	247,582	17,538	9,343,840	87,517	297,010	46,493	10,242,084
	砺 波	159,052	190,233	24,863	6,463,209	57,409	228,255	23,012	7,146,032
石 川 県	金 沢	14,984,731	2,135,254	549,376	45,740,113	1,126,507	4,148,768	85,479	68,770,229
	七 尾	56,085	716,436	15,910	5,076,428	59,993	159,412	1,141	6,085,406
	小 松	113,022	566,031	5,735	11,252,148	278,589	340,087	81,847	12,637,459
	輪 島	34,079	87,183	-	2,408,225	25,975	76,327	39	2,631,827
	松 任	46,576	840,954	19,154	7,466,971	148,558	207,465	28,974	8,758,653
福 井 県	福 井	276,235	774,488	335,407	24,964,387	1,022,107	2,196,111	809,433	30,378,168
	敦 賀	39,642	85,989	15,867	3,865,918	47,038	131,234	245	4,185,932
	武 生	113,310	552,533	72,538	8,956,401	176,382	316,017	316,120	10,503,303
	小 浜	32,231	26,793	14,619	1,908,123	5,009	72,240	2,583	2,061,599
	大 野	57,723	22,394	22,108	2,191,226	14,700	57,677	446	2,366,274
	三 国	71,214	150,585	7,574	4,611,417	20,699	254,610	12,114	5,128,213

「3 - 1 (2) 源泉所得税額の累年比較」の「平成16年分」を税務署別に示した。

3 - 4 課税状況の累年比較

(1) 利子所得等

区 分	支 払 金 額							合同運用 信託の 収益の分配	公社債運用 信託の 収益の分配
	公 債	社 債	預 貯 金						
			郵便貯金	銀行預金	銀行以外の 金融機関の預金	勤務先預金			
平成 7 年	千円 5,291,550	千円 29,232,742	千円 188,598,573	千円 195,377,695	千円 250,521,365	千円 5,547,714	千円 34,377,762	千円 1,052	
" 8 "	2,457,473	29,834,784	93,058,282	104,925,834	133,054,885	4,162,123	15,299,327	3,462	
" 9 "	294,423	29,211,491	76,977,551	76,809,852	85,288,408	3,731,703	10,687,018	14,986	
" 10 "	237,739	24,953,784	76,627,809	50,584,776	51,771,856	3,307,744	5,571,054	12,860	
" 11 "	226,441	27,437,486	75,698,917	43,259,312	41,322,233	3,047,773	2,777,708	1,006	
" 12 "	330,983	24,375,196	674,897,873	39,246,264	33,740,159	2,726,120	2,077,611	1,918	
" 13 "	247,356	18,422,229	846,972,738	38,487,943	26,865,159	1,503,262	1,057,184	2,771	
" 14 "	234,687	19,798,021	211,467,330	20,399,516	18,103,913	2,302,907	898,038	3,347	
" 15 "	228,552	22,011,386	126,362,016	11,069,661	11,207,663	1,959,506	347,265	3,099	
" 16 "	134,421	7,071,019	121,907,809	9,429,828	7,207,104	1,829,607	177,058	3,340	

(2) 配当所得

支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額
定期積金の 給付 補てん金等	匿名組合契約等に 基づく利益の分配、 生命保険等の差益	
千円	千円	千円
16,133,712	17,632	61,220,809
15,037,520	15,924	37,078,569
10,649,961	44,237	28,679,020
8,496,014	56,483	20,968,787
5,528,952	44,510	18,239,116
4,073,237	30,308	83,135,063
3,231,955	23,533	103,899,836
2,483,548	24,030	30,333,247
2,260,917	39,578	19,083,061
1,738,439	30,567	17,033,041

区 分	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額
	利益又は利息の配当、剰 余金の分配、基金利息の 分配、特定証券投資法人 の投資口の配当等	公募・私募証券投資信 託の収益の分配 及び特定株式投資 信託の収益の分配	
平成 7 年	千円 68,028,960	千円 140	千円 12,287,067
" 8 "	63,891,999	1,353	11,889,872
" 9 "	63,078,078	-	12,044,060
" 10 "	60,545,132	2,787	11,652,666
" 11 "	57,167,029	3,901	10,974,239
" 12 "	56,692,640	4,273	10,904,324
" 13 "	53,886,721	14,511	10,133,192
" 14 "	61,920,996	14,253	11,916,602
" 15 "	69,587,954	12,572	11,430,735
" 16 "	78,066,039	83	12,042,935

(3) 上場株式等の譲渡所得等

区 分	譲 渡 利 益 金 額			源泉徴収選択口座内調 整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	信用取引等	転換社債等	その他上場株式等		
平成 7 年	千円 2,583,275	千円 2,945,495	千円 11,226,840	千円 -	千円 3,351,122
" 8 "	3,012,060	1,804,205	14,572,765	-	3,877,806
" 9 "	1,534,565	1,013,775	8,839,420	-	2,277,552
" 10 "	1,620,725	326,725	7,314,820	-	1,852,454
" 11 "	8,744,185	647,005	29,812,760	-	7,840,790
" 12 "	6,500,455	410,580	24,319,645	-	6,246,136
" 13 "	1,395,050	210,685	10,952,850	-	2,511,717
" 14 "	864,020	129,120	11,515,565	-	2,501,741
" 15 "	-	-	-	14,581,776	1,067,735
" 16 "	-	-	-	24,010,789	1,630,038

(4) 給与所得

区 分	俸 給、給 料、賞 与				日 雇 労 働 者 の 賃 金	
	官 公 庁		そ の 他		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額		
平成 7 年	千円 969,602,103	千円 42,023,103	千円 5,178,471,457	千円 193,673,858	千円 80,489,477	千円 1,231,235
" 8 "	962,069,620	44,349,441	5,599,420,348	200,776,319	75,044,478	1,320,098
" 9 "	1,113,574,678	50,384,982	5,963,594,617	224,429,827	80,232,187	1,334,102
" 10 "	997,196,974	44,429,140	5,291,808,082	171,865,106	77,979,310	1,134,659
" 11 "	991,761,339	41,935,084	4,870,234,076	171,461,022	74,846,466	1,181,239
" 12 "	922,627,917	40,279,663	5,057,905,823	167,393,418	75,453,448	1,107,760
" 13 "	992,381,661	45,759,083	4,671,113,441	156,530,675	75,787,291	1,125,478
" 14 "	904,905,576	39,952,395	4,611,280,023	151,061,045	53,278,428	948,421
" 15 "	856,186,058	36,978,720	4,129,710,359	145,361,743	54,625,842	961,856
" 16 "	801,326,544	35,296,264	4,166,745,219	149,915,059	48,980,694	971,745

(5) 報酬・料金等所得

区 分	支 払 金 額						源 泉 徴 収 税 額
	原稿、作曲料、 放送謝金等の 報酬又は料金	弁護士、税理士 等の報酬 又は料金	診 療 報 酬	職業野球の 選手、騎手、 外交員等の 報酬又は料金	公 的 年 金 等	そ の 他	
平成 7 年	千円 12,995,607	千円 43,392,894	千円 113,908,678	千円 42,854,572	千円 52,590,118	千円 12,975,201	千円 20,001,419
" 8 "	12,288,680	44,699,176	111,695,991	40,223,663	53,766,669	24,676,813	19,873,459
" 9 "	11,412,177	41,986,895	113,501,597	34,878,778	46,675,406	25,365,330	19,149,126
" 10 "	10,506,366	41,824,038	89,127,439	35,718,616	45,113,295	25,119,567	16,917,199
" 11 "	9,365,379	39,962,183	83,225,187	37,088,248	44,673,892	24,414,520	16,581,010
" 12 "	9,659,769	40,886,082	75,999,716	42,510,049	44,642,166	24,804,036	15,829,643
" 13 "	9,795,684	42,977,780	71,199,719	41,630,132	41,870,423	37,598,912	15,593,972
" 14 "	7,316,952	41,201,179	65,692,518	37,877,330	37,044,068	51,780,315	14,641,134
" 15 "	7,169,097	41,246,874	59,450,559	35,572,657	40,547,355	38,763,927	13,324,414
" 16 "	7,778,008	39,109,830	55,974,659	30,121,092	45,061,948	27,793,048	12,627,160

(6) 退職所得と非居住者等所得

区 分	退 職 所 得		非 居 住 者 等 所 得	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
平成 7 年	千円 243,671,564	千円 4,105,800	千円 3,811,527	千円 571,508
" 8 "	194,351,677	3,224,752	4,125,167	587,887
" 9 "	210,788,496	3,723,671	3,612,365	588,225
" 10 "	228,128,835	3,964,853	3,676,536	572,495
" 11 "	215,818,490	4,029,784	5,012,761	613,471
" 12 "	214,542,494	4,172,129	4,531,657	642,079
" 13 "	211,668,419	4,345,751	10,983,460	995,697
" 14 "	228,598,259	4,987,262	8,443,847	827,225
" 15 "	189,800,350	4,782,012	10,816,088	914,386
" 16 "	160,075,985	4,455,038	19,512,286	1,621,084

3 - 5 源泉徴収義務者数の状況

(1) 税務署別状況

区 分	利 子 所 得 等	配 当 所 得	上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	給 与 所 得	給 与 所 得					報 酬 ・ 料 金 等	非 居 住 者 等	
					本 店 法 人	支 店 法 人	官 公 庁	個 人	そ の 他			
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
総 数	1,840	3,624	57	100,777	55,355	571	630	40,226	3,995	89,996	372	
富 山 県	740	1,395	24	33,773	17,853	224	146	14,158	1,392	27,730	149	
石 川 県	589	1,344	18	38,957	21,604	185	356	15,235	1,577	34,476	114	
福 井 県	511	885	15	28,047	15,898	162	128	10,833	1,026	27,790	109	
富 山 県	富 山	256	647	14	13,484	7,468	96	66	5,270	584	11,013	67
	高 岡	192	425	7	10,235	5,272	58	33	4,489	383	8,523	39
	魚 津	153	152	-	5,748	2,905	38	26	2,512	267	4,631	24
	砺 波	139	171	3	4,306	2,208	32	21	1,887	158	3,563	19
石 川 県	金 沢	267	806	13	20,061	11,552	97	173	7,314	925	17,589	70
	七 尾	78	106	1	4,279	2,197	18	50	1,813	201	4,144	6
	小 松	128	204	2	8,031	4,322	36	55	3,416	202	7,429	23
	輪 島	60	67	-	2,496	1,099	12	45	1,200	140	1,954	2
	松 任	56	161	2	4,090	2,434	22	33	1,492	109	3,360	13
福 井 県	福 井	195	467	8	11,443	6,961	71	46	3,927	438	11,797	50
	敦 賀	46	85	1	2,420	1,475	20	10	808	107	2,777	8
	武 生	112	179	3	6,473	3,416	38	27	2,799	193	5,845	29
	小 浜	53	41	1	1,491	924	5	10	474	78	1,396	8
	大 野	40	26	1	2,173	1,088	9	12	984	80	2,284	5
三 国	65	87	1	4,047	2,034	19	23	1,841	130	3,691	9	

調査時点：平成17年6月30日

所得種類別及び給与所得の組織区分別源泉徴収義務者数

資料：法人課税課調

用語の説明：源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(2) 給与所得の支給人員階級別徴収義務者数

区 分	給 与 所 得 源 泉 徴 収 義 務 者 総 数	支 給 人 員 階 級 別						
		10人未満	30人未満	100人未満	500人未満	1000人未満	1000人以上	
	件	件	件	件	件	件	件	
平 成 12 年	105,147	83,714	14,589	4,993	1,631	146	74	
" 13 "	103,316	81,878	14,537	5,044	1,641	148	68	
" 14 "	102,678	81,393	14,393	5,016	1,665	144	67	
" 15 "	101,813	80,570	14,302	5,061	1,663	149	68	
" 16 "	100,777	79,719	14,152	5,029	1,654	155	68	
平 成 16 年 組 織 区 分 別	本 店 法 人	55,355	37,640	11,914	4,305	1,346	106	44
	支 店 法 人	571	176	139	138	101	11	6
	官 公 庁	630	236	161	77	103	35	18
	個 人	40,226	38,717	1,368	129	12	-	-
	そ の 他	3,995	2,950	570	380	92	3	-

調査時点：翌年6月30日

資料：法人課税課調

3 - 6 民間給与実態統計調査結果(抜粋)

(1) 給与階級別給与所得者数及び給与総額等

区 分 給 与 階 級	給 与 所 得 者 数		給 与 総 額	税 額	
	納 税 者	非 納 税 者			
	人	人	人	百万円	百万円
(北陸3県)					
総 数	1,089,412	952,494	136,918	4,311,474	157,527
年 末 調 整 を 行 っ た 者	1,024,604	896,875	127,729	4,060,670	124,152
100 万 円 以 下	41,827	-	41,827	35,091	-
200 "	123,229	84,661	38,568	192,459	2,410
300 "	198,699	182,670	16,029	502,917	11,657
400 "	231,110	217,235	13,875	812,890	20,671
500 "	183,516	172,154	11,362	819,134	21,570
600 "	102,884	98,778	4,106	565,878	15,877
700 "	59,372	57,997	1,375	382,679	11,948
800 "	35,707	35,120	587	265,867	10,097
900 "	19,297	19,297	-	165,261	7,763
1000 "	14,209	14,209	-	135,354	6,900
1500 "	13,880	13,880	-	168,227	13,187
2000 "	874	874	-	14,914	2,072
年 末 調 整 を 行 わ な か っ た 者	64,808	55,619	9,189	250,804	33,376
(全 国)					
総 数	44,530,192	38,077,687	6,452,505	195,411,047	8,798,800
年 末 調 整 を 行 っ た 者	40,947,638	34,958,757	5,988,881	179,407,664	6,693,417
100 万 円 以 下	2,564,515	-	2,564,515	2,123,038	-
200 "	5,195,446	3,543,931	1,651,515	7,725,724	92,809
300 "	6,482,802	5,880,319	602,483	16,404,862	377,786
400 "	7,244,201	6,799,657	444,544	25,379,325	661,229
500 "	6,233,198	5,878,232	354,966	27,943,618	781,640
600 "	4,350,256	4,128,534	221,722	23,882,909	708,583
700 "	2,813,530	2,713,551	99,979	18,217,584	586,858
800 "	2,050,118	2,009,016	41,102	15,329,343	587,963
900 "	1,338,776	1,332,358	6,418	11,352,262	530,895
1000 "	846,310	844,673	1,637	8,033,159	438,521
1500 "	1,548,461	1,548,461	-	18,244,347	1,337,380
2000 "	280,025	280,025	-	4,771,494	589,751
年 末 調 整 を 行 わ な か っ た 者	3,582,554	3,118,930	463,624	16,003,383	2,105,384

調査時点 : 平成16年1月1日～平成16年12月31日

調査対象 : 1年を通じて勤務した給与所得者

(2) 平均給与(北陸3県)

区 分	給与所得者数	給与総額	平均給与	平均年齢	平均勤続年数
	人	百万円	千円	歳	年
平成 12 "	1,115,493	4,683,369	4,198	43.2	12.5
" 13 "	1,123,203	4,735,286	4,216	43.5	12.4
" 14 "	1,105,015	4,448,926	4,026	43.6	11.9
" 15 "	1,077,913	4,215,877	3,911	44.4	13.2
" 16 "	1,089,412	4,311,474	3,958	43.7	12.9

調査対象：1年を通じて勤務した給与所得者

(3) 企業規模別、業種別、事業所規模別給与所得者数及び平均給与額

区 分	給与所得者数		平均給与額	
	全 国	北 陸 3 県	全 国	北 陸 3 県
	人	人	千円	千円
総 計	44,530,192	1,089,412	4,388	3,958
(企業規模別)				
個 人	3,007,878	97,906	2,574	2,499
株 式 会 社	30,400,794	759,676	4,704	4,214
資 本 金	2,000 万円 未 満	277,065	3,927	3,873
	2,000 万円 以 上	5,615,820	4,101	3,908
	5,000 万円 以 上	3,344,026	4,196	3,844
	1 億 円 以 上	5,422,500	4,762	4,643
10 億 円 以 上	7,839,285	121,031	6,125	5,330
そ の 他 法 人	11,121,520	231,830	4,015	3,733
(業 種 別)				
建 設 業	3,922,056	137,936	4,536	4,251
織 維 工 業	516,661	54,140	3,443	3,256
化 学 工 業	1,311,588	30,468	5,622	4,166
金 属 機 械 工 業	5,177,922	141,545	5,429	4,592
そ の 他 の 製 造 業	3,919,458	102,337	4,137	3,569
卸 小 売 業	9,645,337	231,394	3,610	3,337
金 融 保 険 ・ 不 動 産 業	2,310,858	35,320	5,476	4,725
運 輸 通 信 公 益 事 業	4,527,825	97,555	5,168	4,510
サ ー ビ ス 業	12,736,481	250,775	4,072	4,026
農 林 水 産 ・ 鉱 業	462,006	7,942	3,059	2,258
(事業所規模別)				
10 人 未 満	8,473,188	250,207	3,444	3,388
10 人 以 上	7,054,757	211,738	4,134	3,735
30 人 "	7,555,252	226,413	4,125	3,647
100 人 "	9,678,507	233,840	4,534	4,202
500 人 "	3,126,305	66,927	4,930	4,991
1,000 人 "	5,295,246	82,553	5,248	5,130
5,000 人 "	3,346,937	17,734	5,625	6,027

調査対象：1年を通じて勤務した給与所得者